

不服申立て事案答申第 138 号（諮問第 163 号）の概要について

1 件名

面接委員が赤字で記入した評価文が書いてある個票の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 30 年 8 月 17 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。）に基づき「2018 年 7 月 21 日実施愛知県公立学校教員採用選考試験にかかわる自己情報 ・特に面接委員の一人が赤字で記入した評価文が書いてある個票」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県教育委員会が平成 30 年 9 月 3 日付けで本件請求対象保有個人情報は存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、「明らかに受験者一人一人観察した様子を評価しまとめていることがわかりメモ程度であるが自己情報を取得、保有していると判断した。よって自己情報が残っていれば当該自己情報の部分を開示してほしい。」とする審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、平成 30 年 7 月 21 日に実施した平成 31 年度愛知県公立学校教員採用選考試験第 1 次試験の口述試験において、面接委員が赤字で本件開示請求者に関する評価文を筆記し、記録した書類であると解した。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

平成 31 年度愛知県公立学校教員採用選考試験の第 1 次試験の口述試験は、3 名の面接委員が原則受験者 5 名に対して約 20 分間行い、面接委員の質問に一人一人の受験者が応答する方式で行った。

そして、各面接委員が受験者の教員としての適性を評価し、1 点から 10 点までの個別評定を行い、3 名の合計点から合議を得た後、「A」から「E」までの 5 段階の総合評定を行い、「第 1 次面接総合評定表」を作成した。そして、総合評定が 27 点以上である「A」又は 8 点以下である「E」の場合は、「第 1 次面接総合評定表」の特記事項欄にその理由を記入することとした。

面接委員は、試験の際に、受験者の質疑応答の様子や質疑応答の内容を、備忘のため赤字でメモをすることがある。これは、面接終了後に当該メモを参照して、より正確に面接委員各人の個別評定及びその合計点数を基にした総合評定を行うためであり、また、前記のとおり総合評定が「A」又は「E」の場合は、特記事項欄にそ

の理由を具体的に記入することになっているためである。

本件開示請求者は、当該メモを請求していると考えられるが、一連の評定の結果が「第1次面接総合評定表」に記録され、集約されてしまえば、当該メモは不要となる。このため、「第1次面接総合評定表」に記録後、各面接委員から当該メモを実施機関により回収し、速やかに廃棄している。

このように、当該メモは、実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が組織的に管理するものではなく、自己情報開示請求の対象となる行政文書とはいえないことはもちろん、既に廃棄済みである。

(3) 以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、平成30年7月21日に実施した平成31年度愛知県公立学校教員採用選考試験第1次試験の口述試験において、面接委員が赤字で本件開示請求者に関する評価文を筆記し、記録した書類と解される。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

実施機関によれば、愛知県公立学校教員採用選考試験においては、面接委員は、試験の際に、受験者の質疑応答の様子や質疑応答の内容を、備忘のため赤字でメモをすることがあるとのことである。これは、面接終了後に当該メモを参照して、より正確に面接委員各人の個別評定及びその合計点数を基にした総合評定を行うためであり、また、総合評定が「A」又は「E」の場合は、特記事項欄にその理由を具体的に記入することになっているためとのことである。そして、この一連の評定の結果が、第1次面接総合評定表に記録され、集約されてしまえば、当該メモは不要となるため、速やかに廃棄されているとのことである。

当審議会において、平成31年度愛知県公立学校教員採用選考試験（第1次試験）口述試験実施要領を確認したところ、面接委員は3名を1班とし、そのうち1名は主任面接委員とするとされていることが認められた。そして、面接委員各人が特に適性が高い場合は9点か10点とするなどの基準に基づいて行った1点から10点までの評価の合計点と27点以上の場合は特に適性が高いとして「A」とするなどの換算表とを参考にして、全員の合議を得た後、「A～E」の評語により5段階に評定する

こととされていることが認められた。さらに、主任面接委員はその結果に基づいて「総合評定表」を作成するとともに、総合評定が「A」又は「E」の場合は特記事項欄にその理由を具体的に記入するとされていることが認められた。

また、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、面接委員が赤字で評価文を筆記し、記録したメモ及び主任面接委員が全員の合議を経た上で決定された評定を記入した総合評定表（以下「主任作成総合評定表」という。）は、試験当日に実施機関に提出することとなっているとのことである。そして、実施機関は、主任作成総合評定表の内容がデータ化された第1次面接総合評定表（以下「データ化された総合評定表」という。）を作成するので、データ化された総合評定表と主任作成総合評定表が相違ないことを確認すれば、当該メモ及び主任作成総合評定表は不要となるため、廃棄しているとのことである。

これらのことからすれば、面接委員が赤字で評価文を筆記し、記録したメモは、実施機関がデータ化された総合評定表と主任作成総合評定表が相違ないことを確認すれば、その段階で不要となるため、廃棄済みであるとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。